

6月定例総会議事録

1. 開催日時 令和7年6月24日（火）午前10時～10時18分
2. 開催場所 宇部市男女共同参画センター・フォーユー 2階 第1・2講習室
（宇部市琴芝町一丁目2番5号）
3. 出席委員 会長 原田 秀一
職務代理 上田 直樹
委員 内山 信行、江本 政彦、河崎 貫一郎、縄田 加奈江、
正司 浩幸、村田 信男、磯部 恵子、河村 守浩、
関谷 利彦、原野 英雄、野村 文雄、富永 茂巳、
阿部 利男、岡田 保子、壹岐 浩二、大草 知子
・・・（18人）
4. 欠席委員 （0人）
5. 議事日程
第1 議事録署名委員の指名
第2 付議事項
議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号 農地法第5条の規定による転用許可申請について
議案第3号 非農地証明について
議案第4号 農用地利用集積計画（案）の審査について
議案第5号 令和6年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況
その他事務の実施状況の公表について

第3 報告事項
報告第1号 農地所有適格法人報告書について
6. 事務局 久村局長、富田局長補佐、高瀬係長

議 長： 定刻となりましたので、6月の定例総会を開会します。
事務局から諸般の報告をお願いします。

事務局： それでは諸般の報告をします。
本日の出席人数ですが、ただ今の出席委員は18人です。
本日の議事は、議案第1号から第5号までの付議事項24件及び報告事項1件
となります。
以上で報告を終わります。

議 長： 本日の委員18人中18人出席ですので、総会は成立しています。
本日の議事録署名委員については私から指名します。
小野地区の富永委員、中立委員の大草委員をお願いします。
なお、書記については、事務局職員に対応させます。
ただ今の事務局報告に質疑等はありませんか。

（質問、意見なし）

議 長： それでは、これより議事に入ります。

議案第１号、農地法第３条の規定による許可申請について、地区単位で一括して上程します。事務局から説明をお願いします。

事務局： 議案書は１ページの東岐波地区の議案、１２番について説明します。本件について、事前質問はありませんでした。また、申請内容及び事務局所管台帳と照合した結果、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上です。

議長： **東岐波地区の１件について、質問、意見等ありますか。**

(質問、意見なし)

議長： **【東岐波地区よろしいですか】**

正司委員： はい。

議長： **採決に入ります。東岐波地区の１件について、許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。**

(全員挙手)

議長： **全員賛成ですので、１２番は、許可します。
次に、議案第２号、農地法第５条の規定による転用許可申請について、地区単位で一括して上程します。事務局、説明をお願いします。**

事務局： 議案書は３ページから１６ページまでの東岐波地区の議案、２８番から３４番まで７件あります。７件について、事前質問はありませんでした。また、いずれも立地及び一般基準の許可要件は、すべて満たしております。なお、２９番から３４番の６件は転用目的が太陽光発電設備となっておりますが、自治会長および近隣地権者へは説明済みであり、また、太陽光発電事業に関する申請要領の条件も満たしていることを確認しています。以上です。

議長： **東岐波地区の７件について、質問、意見等ありますか。**

(質問、意見なし)

議長： **【東岐波地区よろしいですか】**

正司委員： はい。

議長： **採決に入ります。東岐波地区の７件について、許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。**

(全員挙手)

議長： **全員賛成ですので、２８番から３４番までは、許可します。
事務局、次をお願いします。**

事務局： 議案書は１７ページ、１９ページの旧市地区の議案、３５番、３６番について説明します。２件について、事前質問はありませんでした。また、いずれも立地

及び一般基準の許可要件は、すべて満たしております。なお、35番は転用目的が太陽光発電設備となっておりますが、自治会長および近隣地権者へは説明済みであり、また、太陽光発電事業に関する申請要領の条件も満たしていることを確認しています。以上です。

議 長： 旧市地区の2件について、質問、意見等ありますか。

(質問、意見なし)

議 長： 【旧市地区よろしいですか】

内山委員： はい。

議 長： 採決に入ります。旧市地区の2件について、許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、35番、36番は、許可します。
事務局、次をお願いします。

事務局： 議案書は21ページから28ページまでの厚南地区の議案、37番から40番まで4件あります。4件について、事前質問はありませんでした。また、いずれも立地及び一般基準の許可要件は、すべて満たしております。以上です。

議 長： 厚南地区の4件について、質問、意見等ありますか。

(質問、意見なし)

議 長： 【厚南地区よろしいですか】

河崎委員： はい。

議 長： 採決に入ります。厚南地区の4件について、許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、37番から40番までは、許可します。
事務局、次をお願いします。

事務局： 議案書は29ページの二俣瀬地区の議案、41番について説明します。本件について、事前質問はありませんでした。また、いずれも立地及び一般基準の許可要件は、すべて満たしております。転用目的が太陽光発電設備となっております。一部ポスティングで確認が取れていませんが、自治会長および近隣地権者へは説明済みであり、また、太陽光発電事業に関する申請要領の条件も満たしていることを確認しています。以上です。

議 長： 二俣瀬地区の1件について、質問、意見等ありますか。

(質問、意見なし)

議 長： 【二俣瀬地区よろしいですか】

原野委員： はい。

議 長： 採決に入ります。二俣瀬地区の１件について、許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、４１番は、許可します。

次に、議案第３号、非農地証明申請について、一括して上程します。
事務局、説明をお願いします。

事務局： 議案書は３１ページから４４ページの議案、１６番から２２番までの７件です。いずれの議案も、事前質問はありませんでした。申請地の現況について順に説明します。議案書とあわせて、前に映しています現況写真をご覧ください

- １６番、東岐波です。現在は隣接地の住宅と一体的に利用されています。
- １７番、西岐波です。みかん園でしたが、現在は山林化し現在に至っています。
- １８番、中山です。耕作放棄され現在に至っています。
- １９番、西桃山二丁目です。現在は隣接地の住宅と一体的に利用されています。
- ２０番、東吉部です。２３５番は耕作放棄され原野化し、２４９番は植林され山林となっています。
- ２１番、東吉部です。植林され、山林となっています。
- ２２番、東吉部です。建物の敷地及び庭として利用され現在に至っています。

以上です

議 長： 本件について、質問、意見等ありますか。

議 長： 西岐波の非農地の案件でみかん園の事ですが、●●●●は何か言われていましたか。

事務局： はい。みかん園については基本的には●●●●がずっと県外に出ておられているのですが、●●●●とは協議済みだということで聞いております。

議 長： そうですか。このみかん園も公共投資の土地です。整備後８年以上経過していますので許可しても良いかと思えます。西岐波のみかん園は約６０ヘクタールの山林を開いてみかん園にしましたが、今は２０ヘクタール程度です。みかんの木の寿命が概ね５０年から６０年です。植替えをされている方もいれば、そのまま放棄されてる方もいます。たい肥を入れるため、猪の運動場になっています。なかなか難しい状況です。「行政において西岐波みかん園の支援が必要ではないか」との声も聴きます。●●●●が了解しているなら良いと思いますが、このような件に関しては慎重に審議したいと考えています。

では、採決に入ります。本件について、議案書記載のとおり証明することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、全件について承認・証明することとします。
次に、議案第4号、農用地利用集積計画（案）の審査について、上程します。
事務局、説明をお願いします。

事務局： 議案書は45ページから50ページまでです。本件について、事前質問はありませんでした。農業経営基盤強化促進法に基づく、農地の貸借による利用権の設定の審査です。内容は議案書に記載のとおりです。以上です。

議 長： 本件について、質問、意見等ありますか。

（質問意見なし）

議 長： 採決の前に該当地区ごとに取りまとめたいと思います。
【東岐波】、【西岐波】、【小野】の委員さん、よろしいでしょうか。

（該当地区委員異議なし）

議 長： 分かりました。それでは採決します。
本件について、原案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

（全員挙手）

議 長： 全員賛成ですので、議案第4号は原案どおり決定します。
次に、議案第5号、令和6年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について、上程します。事務局、説明をお願いします。

事務局： 議案書は、51ページから56ページとなります。
これは、令和6年度の最適化活動目標その他事務の実施状況について報告するものです。4月度、5月度の定例総会にて令和7年度の最適化活動の目標及び令和6年度の最適化活動の実績を承認いただきましたが、それらの実績を報告様式に当てはめ、加えて56ページに「事務の実施状況」、「農地法3条、4条、5条に係る処理件数」及び「違反転用の解消面積」についてお示ししています。以上です。

議 長： 本件について、質問、意見等ありますか。

（質問、意見なし）

議 長： 採決に入ります。承認することに賛成の方は、挙手をお願いします。

（全員挙手）

議 長： 全員賛成ですので、本件については承認します。
付議事項は終わりました。
次に報告事項に入ります。事務局、説明をお願いします。

事務局： 総会報告事案は1件です。
報告第1号、議案書は57ページから60ページまでです。市内に事業所を有する農地所有適格法人から、農地法に基づき直近会計年度の事業の報告があり、その写しと確認結果です。以上です。

議 長： ただいまの報告事案について質問等はよろしいですか。
これは報告事項であり了解いただきたいと存じます。
事務局から連絡等はありませんか。

(事務局から次回日程について連絡)

議 長： すべての議事が終わりました。
これを持ちまして、6月定例総会を閉会します。

(終了時間 10:18)